

かすみがうら市子ども・子育て会議（第1回）

日 時：平成25年11月8日（金）

午後1時30分から

場 所：千代田庁舎 2階 第1会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介（自己紹介）

5 議 題

（1）正副会長の互選について

（2）子ども・子育て新制度について

（3）かすみがうら市子ども・子育て会議について

（4）かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画策定について

①子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュールについて

②市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について

（5）その他

6 閉 会

かすみがうら市子ども・子育て会議委員名簿

平成25年11月1日～平成27年10月31日

番号	分野	氏名	所属	備考
1	子どもの保護者	下拂 俊美	くりのみ自然幼稚園 代表	
2	子どもの保護者	藤崎 瑞紀	やまゆり保育所 代表	
3	子どもの保護者	坂 定治	美並未来みなみ保育園 代表	
4	子どもの保護者	江後田 一也	市PTA連絡協議会 代表	
5	子ども関係団体に関する者	金指 洋寿	ブルミエールひたち野児童クラブブルミっこ 管理者	
6	子ども関係団体に関する者	酒井 賢治	市青少年相談員連絡協議会 会長	
7	保育関係者	岩瀬 友子	社会福祉協議会・やまゆり館長	
8	保育関係者	鈴木 敏夫	霞ヶ浦保育園 園長	
9	教育関係者	狩野 良和	神立幼稚園 園長	
10	教育関係者	宇津野 英広	下稲吉小学校 校長	
11	学識経験のある者	小松 紀恵	石岡市医師会 代表	
12	学識経験のある者	池田 幸也	常磐大学 教授	
13	学識経験のある者	小澤 正哉	茨城県保健福祉部子ども家庭課課長	
14	その他市長が必要と認める者	時田 浩美	(株)アールビー 管理部 総務グループリーダー	
15	その他市長が必要と認める者	元木 廣子	市民生委員児童委員協議会連合会 千代田地区民生委員児童委員協議会 主任児童委員	

○かすみがうら市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、かすみがうら市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 保育関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第43号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略